



変貌するイギリスの教育：
ユースサービスと職業訓練に関連させて

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野村, 哲也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003834

変貌するイギリスの教育

—ユースサービスと職業訓練に関連させて—

Education in England and Wales—Related to
'Youth Service' and 'Industrial Training'

野 村 哲 也

1. 教育と政治

一つの国における教育制度や教育施策が、他の政策と切り離されて単独に存在するものでないことは云うまでもない。教育中立化の要請や、国家権力からの独立の声とはうらはらに、多くの国において教育は、他の社会経済的要因と密接に結びついている。皮肉な言い方をするならば、逆に教育ほど国家政策に左右されやすい領域はないとも云へるのである。その例は、開発途上国におけるエリートないしはテクノクラートの養成、社会主義国における教義づけ（indoctrination）、さらには先進諸国における産学協同的産業技術教育の推進等を見れば明らかであろう。

しかしながら、教育を国家政策の具にすることを明らかに表現している国は、これまたほとんどない。それは教育を通しての人間の全面的発達や、それによってもたらされる個人の幸福といった個の側の強い要請の存在が、一方においてなかばアプリアリなものとして考えられているからである。

もちろん、こうした問題は、教育の領域にのみ存在するのではなく、あらゆる人間の営みにおいて、個人と社会という対比の中にみられるのであり、いわば社会の本質にかかわる古くて新しい問題ということが出来よう。しかしながら、教育の領域は、個の要請と全体からの要請とが、一見、最も対立の少ない、ないしは、少くとも対立して見えにくい領域なのである。例えば開発途上国における文盲解消や体位向上の教育政策は、一方において個人の発達と幸福につ

変貌するイギリスの教育（野村）

ながると共に、労働力の向上という国や産業界の要請とも一致している。また能力開発ということも、個人の全面的発達という側面と同時に、国や産業にとってスペシャリストの養成という側面をもっている。さらにまた教育を通しての経済生活や社会的地位の向上は、個人にとっての幸福追求の権利と、新たな社会階層の形成とが、表裏一体的により合わされている。

この様な楯の両面的関係は、非常に密接であって、一方のみを求め他を捨てるということは非常に難しく、単にイデオロギー的に、一方のみを強調ないしは重視することは、非現実的であるだけでなく、「角を矯めて牛を殺す」恐れすらあるだろう。しかしながら逆に、両者の矛盾的関係に目をつぶる、ないしは軽視することは、その矛盾的関係が可視的 (visible) でないために、その一方、たとへば国や産業側の要請が、個の要求を圧殺するとか、個性の全面的発達を表看板にかかげながら、実質において教育を国の経済政策の道具とするといった事が行なわれやすい。

本稿では以上の諸点を問題意識とし、かつ考察の枠組としつつ、戦後の教育に幾度かの新しい試みを盛込みつつあるイギリスについて、その理念と実際の教育政策をみて行きたい。特に副題にかかげたユースサービスと職業訓練は、イギリスが1960年代の半ば以降、教育において重視しつつある2つの分野であって、我が国の青少年教育にとっても示唆する所が多いであろう、

2. 戦後におけるおもな教育の流れ⁽¹⁾

a. 1944年教育法の理念とその展開——義務教育を中心としつつ

単に戦後だけにとどまらず、イギリスの教育史全体を通じて1944年教育法が重要な意味を持つことについては、いまさら述べるまでもないであろう。いまここで同法についてくわしくのべているいとまはないが、その後の教育の流れにとって必要なものを幾つか拾いあげてみると。

1) まず義務教育年令が、それまでの14才から15才に引きあげられたが、この事は単にそれのみでなく、従来実質の伴なわなかった中学教育が義務化したことをも意味している。すなわち同法以前において、真に中等教育の名に値するものはグラマースクールだけであって、他は Senior Elementary School

や、Junior Technical School 等の名称で呼ばれ、14才までのものが多く、我が国の旧高等小学校と似た性格のものであった。そしてこの教育法以後、近代中学校（Secondary Modern School）や、技術中学（Technical High School）という名に変はると共に中学校としての内容が充実してくる。

2) 然し同時に、中学校への生徒の選別のための11才試験（11+ Examination）が強化された。それはその試験の成績によって、前記のグラマースクールと近代中学、技術中学への入学者の振分けを行なうもので、ほぼ1950年代の終りまで続けられた。その後、総合制教育（Comprehensive Education）の理念の高まりと共に、教育差別を生む制度として激しい批判を受けることになるが、逆に云って能力さえあれば、グラマースクールから大学への教育がほぼ無償で受けられることでもあり、それ以前の、上層階級とそれ以外を隔離する教育から見れば一つの前進であったと云へよう。

3) 継続教育（Further Education）の整備が、各地方教育当局（Local Education Authority）に対して求められた。これは後にのべる職業訓練教育と密接な関係を持つものとなるのであるが、当初においては、各地方自治体（County）に County College を設立し、15才～18才の勤労青少年に対して年間44週、毎週1日の割合でパートタイム教育を行うという斬新な構想のものであった。⁽²⁾ただこれは、労働条件や財政、スタッフ等、当時の社会状況に適合せず不成功に終わったが、現在また新しい青年期教育の光のもとに見なおされつつある。

4) 同法の要請にもとずき、翌1945年、高等技術教育に関するパーシー報告が出され、大学以外に、大学の学歴と同じレベルの技術コースをもったカレッジを作る必要があることが認められた。これは従来のアカデミックな伝統を持った大学に対し、プラグマティックな目的のための高等教育の必要性の認識という点で、画期的な意味を持つが、一方において同じ高等教育機関でありながら、いぜんとして大学の名称を旧来のものだけに限ったと云う点で、イギリスという国の持つ保守性がうかがわれるのである。

このようにして、イギリスにおいては画期的と云われる1944年教育法も、中等教育における選別と隔離（Segregation System of Secondary Education）、

および象牙の塔的大学教育を温存したまま施行されて行くわけであるが、次第に高まって来る中等教育の平等化と、高等教育の拡充ならびに門戸解放という、個の立場に立った教育要求の中で、前者に関しては小学区制的総合制中学 (Comprehensive School) の制度が次第に拡大して来る。すなわち1950年代の終りから60年代の初めにかけて、11才試験を廃止し、総合制中学にする地区が続々あらわれ、遂に1964年、労働党内閣の成立と共に、総合制中学教育政策 (Government Declaration of Policy of Comprehensive Secondary Education) が発表され、翌65年には各地方教育当局 (LEA) に、その地域内の中等教育を総合制に再組織するプランを立案提出するよう教育科学省通達が出された。かくして1972年には、ほとんどすべての地域において総合制の線に沿った再編成が完了すると共に、同年より義務教育年齢が16才に引き上げられ、5才から16才までという世界で最も進んだ義務教育制度の国となったのである。

b. 後期中等教育のあいまいさと低調さ

イギリスにおける後期中等教育は、総合制中学を軸とする再編成が行なわれるまで (1960~65) は、ほとんどばグラマースクールに代表されていたと言ってもよい。というのは、近代中学や技術中学に後期の課程が設置されていても、生徒の大多数は15才の義務教育課程までしか行かず就職してしまうからである。一方グラマースクールは、その大部分の生徒が大学その他の高等教育機関に進むと共に、前後期合せた一貫教育が行なわれ、ちょうど我が国の旧制の7年制高等学校と似た性格をもっていたのである。そして前にのべたようにグラマースクールとそれ以外の中学への入学は11才試験によって選別されていた。従ってイギリスでは、つい最近まで、教育階層から見た中間層、すなわち後期中等教育を終えて就職するという層が非常に少く、後のにべる様に現在でもこのすう勢には余り大きな変化がない。すなわちイギリスでは、グラマースクールから大学へという少数のエリート層と、義務教育だけで終る下層大衆とに分けられていたのである。特に1907年に free place system が導入され、各グラマースクールに入学者定員の約25%まで、学費無償の生徒が入れるようになるまでは、中下層階級にとってグラマースクールなど縁遠い存在であった。なお、

全寮生を原則とする私立のパブリックスクールが上流階級の子弟の為の教育機関であったことは周知の通りである。

ところで現在の総合制中学も、数は少いが15才までの課程しかないもの、16才やでの課程を持つもの、さらには18才までと云うようにその形態が多様であり、名称も旧来のままのものから、middle school, high schoolなど地域によってまちまちであって、非常にあいまいかつ複雑である。さらにその履修課程に至っては、理解に苦しむ程、意味が不明確である。その例を、最も多くの地域で採用され、また最も形態の簡単な総合制一貫教育の high school についてみてみよう。

まず11才から15才未満の第1～第4学年は、ほぼ全員共通の一般課目が主体であり、それを終えた時点、すなわち15才になると義務教育を終了し、就職することが出来る。しかしまだ学校に残って勉強したいものは、選択課目が主で、その中に職業的課目も含まれている Fifth Form の課程（第5学年）に進む。そしてそれを終えた時点で16+（sixteen plus）と呼ばれるGCEの通常試験（General Certificate of Education—Ordinary Level）を受けることが出来る。この試験、特に職業的課目の試験に合格することは、就職において給与その他有利なことが多いため、大学等への進学希望者をも含め約35%がFifth Formに残っており、それを終了した年令（16才）で約15%が就職する。

しかし、GCE試験に合格しなければ、たとへ16才まで1年余分に中学に残って勉強しても、何ら公的な資格につながらない為（イギリスでは、学校の卒業証書のようなものない所が大部分である）、それに合格する見込のない平均レベル以下の生徒は、15才で就職し、継続教育機関の職業準備コース（たとえば Pre-Craft Course）へパートタイムで通学し、その後CGIL（City and Guild Institute of London）の各種職業訓練コース（主として地区カレッジに設置され、比較的レベルがやさしい）に進んで職業資格を得る。

次に16才以後、なお学校に残る者は、さらに2年間 Sixth Form と呼ばれる選択教科制の自主学習を主体とする課程に進み、かなり専門化された少数の課目を学習する。これを終えた者（18才）は、GCE—Advanced Level の試験を受け、普通2課目に合格することが大学入学資格となる（ほかにO-levelに3

課目合格することが必要)。もちろんこの GCE-A レベル試験も、先の O レベルと同じく、それに合格することは、継続教育における上級職業技術コースの入学資格ともなるし、就職においても非常に有利な資格となる。この Sixth Form の課程へ進む者は約15～6%であり、ほぼ日本の高校卒に等しいか、やや高いレベルとみていだろう。

しかしながら、この後期中等教育にあたる Sixth Form の課程は、大学ないしはそれに準ずる高等教育（教育カレッジ、ポリテクニク等）への入学資格である GCE 試験の受験を主な眼目としており、それを終えて就職するという、日本の高校卒就職者に当る者は非常に少い。云いかえるならば、後期中等教育の課程に進むということは、ほぼ大学又はそれに準ずる高等教育を受けるという事を意味しており、その点では、旧来のグラマースクールの性格を依然として強く残していると云へよう。イギリスの強固な保守的性格を物語るものである。ただ、かつての選別時代のグラマースクールと大きく違う点は、本人が望みさえすれば、Sixth Form の課程まで無試験かつ無償で教育が受けられるという事であって、この点は教育の機会均等という面での一つの大きな前進と云へよう。

しかし、現実には、本人の能力に応じて15才ないしは16才で、就職あるいは継続教育の初級職業コースに行くように指導される事が多いが、そこに余り大きなトラブルがないのは、後にのべるように、平均レベルの生徒の側にそれ程強い進学の意欲がなく、むしろ早く就職して収入を得た方がよいと考える者が多いからである。

c. 高等教育の停滞

以上のべて来たような、義務教育の拡充、中等教育の機会均等といった大きな進歩とは対照的に、大学その他の高等教育は、第2次大戦前にくらべて、ごく最近まで余り大きな発展はなかった。すなわち表1のように高度産業社会時代に入った1960年になってなお大学の数は17校にすぎなかった⁽³⁾のである。これにはイギリス特有の「大学はアカデミックであるべき」という考え

表1 イギリスにおける大学の数

年	数
～1900	7
～1920	11
～1950	13
～1960	17
～1965	26
～1970	34

から、技術や職業の為の教育を拒否して来たことと共に、なかば特権的意識か

ら大学の数を制限し、その入学を一部の上層階級と少数のエリートに限って来たという事が大きいであろう。従って戦後の技術社会にあってもなお、先のパーシー報告のように技術教育は大学以外の所でという考えが支配的であったのである。その後、1947年に設置された産業教育審議会においても、もっぱら中級技術者のための教育に目が注がれ、例えば皮革工業等の特殊な分野に関する National College の設立（6校：1951年）、全国22の地域カレッジ（高等教育に準ずる）の指定と整備拡充（1956年）等が実際の施策として行なわれたただけであった。

従って真に高等教育に対して目が向けられたのは、1963年のロビンス報告「Higher Education」以後であったと云っても過言ではあるまい。これ以後、職業・技術教育は大学以外でという象牙の塔的考へもかなり変化し、1966年以後設立された新大学と呼ばれるものの中には、はっきり技術大学と名を冠したのも生まれている（たとへば Bath University of Technology）。この様にして1970年には、イングランドとウェールズを合せて34の大学と、それに準ずる30のポリテクニク（地域カレッジ等を統合して作られた総合技術カレッジ）が、いわゆる高等教育機関として存在する。しかし、これでもなお他の先進諸国とくらべて、質はともかく量的に著しく劣っていることは否めないであろう。大学、ポリテクニクその他学位コースに相当する他のカレッジ（芸術や教育など）のフルタイム学生数は、同年令人口の8%に満たないのである。

d. 継続教育（Further Education）の拡大——職業訓練と職業資格の複雑化

大学における技術教育が伸び悩んでいるのとは逆に、継続教育における技術教育の拡大は著しい。むしろ後にのべるように、余りの技術教育偏重から、教育課程が複雑化しすぎている事への反省、および一般教育欠除に対する批判が高まっている程である。

継続教育の拡充は、一方において第2次大戦後、下降の一途を辿って来たイギリス経済を立てなおそうという産業界からの強い要請のもとに中級技術者の養成が急務とされたということがあるが、他方、下級労働者にパートタイムの技術教育を行うことによって、熟練工や中級技術者など、上昇移動への道を開き、生活の向上あるいは、労働への意欲を持たせようという意図もあったと考

えられる。それらは1958年の Carr 報告、
Training for Skill: recruitment and training of young workers in
industry および1961年の白書、
Better Opportunities in Technical Education によってうかがわれるが、
さらにその後矢つぎばやに出された職業技術教育に関連する省令、勸告など
(下記)をみても、いかに政府が、技術教育に力をいれ、かつそれを継続教育の
中に持込んだかが明らかとなるであろう。

- 1963 ヘニッケル・ヒートン報告「教育訓練休暇」(Day Release)、
- 1964 産業訓練法 (Industrial Training Act) 制定、
産業訓練局 (Industrial Training Board) 設置、
- 1965 A T T I 報告「継続教育制度における高等教育の構想について」、
- 1966 白書「ポリテクニクとその他のカレッジの将来計画」、
- 1967 行政通達「産業訓練と継続教育の接合計画について」。

このほか、個々の訓練コースの設置等に関する勸告や法令は枚挙にいとまがない程である。すなわちイギリスの戦後の教育は、先にあげた綜合制理念にもと
づく教育差別の解消とともに、この継続教育における職業技術訓練が主要な柱
であったと云っても過言ではないであろう。

しかし、その過程において、こうした諸計画が、やや性急すぎたのと、労働
省、教育科学省の2つの領域にまたがったため、両者の連携が緊密さを欠き、
ややバラバラな行政が行なわれたこと、さらに（これが主要な問題を残すことにな
るのであるが）労働組合 (Union) や同業組合 (Guild) が自己防衛的立場から、
職業訓練のコースならびにそれを修了したものに与える資格を複雑かつ困難な
ものとするように働きかけたのである。すなわち彼等は、熟練労働者が過剰に
なるのを防ぐため、また同業者の数がふえるのを防ぐため、それぞれの職業分
野において（したがってまた、結果的にはおよそあらゆる職業について）、正規の資
格(qualification)を持つためには、継続教育機関において一定の訓練を受け、
資格試験に合格することを必要とする傾向を強化したのである。たとえば正規
の食料品店を開くには、継続教育において、産業訓練局による Food, Drink
and Tobacco のコースを受け、Institute of Certified Grocers の試験に合

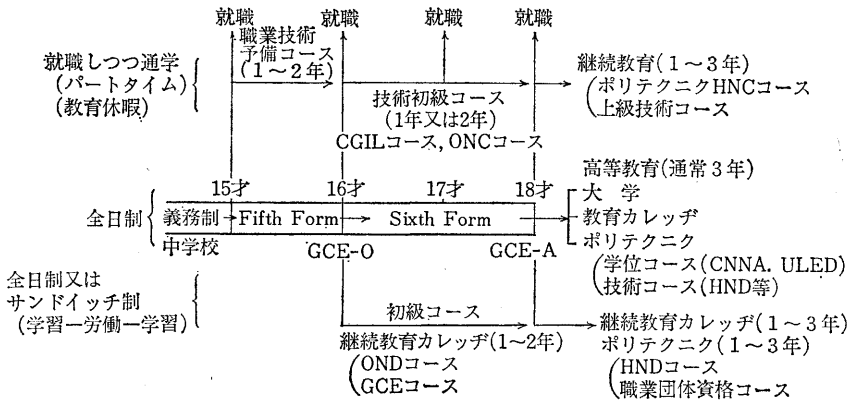
格することが必要であり、また大きな食料品店に就職するにしても、資格をもっていることが給与等において、非常に有利になることとなったのである。この様にして現在では、職業訓練局に属するコースだけで27、さらにそれぞれ独自の資格試験とその為の訓練コースを継続教育の中に持っている職業団体は70に上っている。またその資格も上級のものから下級のものまで数段階にグレードづけられていることが多く、その各々によって学習コースが違うなど、継続教育の体系を複雑なものにしているのである。そしてこの複雑さと、資格取得の難かしさ（特に上級資格）が継続教育を受けようとする意欲を阻害する一因となり、次にのべるような新たな青少年問題を生むこととなったのである。

3. 教育制度と青少年

青年期の行動を規定する要因には種々のレベルのものがある。たとへば青年心理学などであげられる個人の生理的、発達心理的要因、家族、職場、学校や仲間集団など青年をとりまく小集団における社会心理的要因、さらには全体社会のレベルにおける社会経済的、制度的要因などが考えられるであろう。ここではそのうち、前節までの関連から、教育制度が青少年の行動に対して持つ影響力について考えてみたい。もちろん教育制度だけが単独で強い影響をもつというわけではなく、他の社会文化的要因、たとへばイギリスの場合、階層意識や生活意識等かなり我が国と違ったものを持っており、当然それを考慮に入れなければならないのであるが、制度的要因としては、教育が最も直接的に青年と関連があること、および、幼児期や少年期にくらべて、青年期では制度的要因のもつ影響力が他の要因より相対的に大きくなる等の諸点から、教育制度を中心として考へて行くことにする。

まず図1によって義務教育修了者の進路をみると、先にものべたようにはなはだ複雑であり、特に継続教育においてそれが著しく、日本における単線型に近い形態とかなり様相が異なる。それと同時に、我が国の高等学校に当る中学校のSixth Formの課程が、大学その他の高等教育機関への資格となるGCE試験のためといっている位密接に大学とつながっているため、大学へ行こうとしないものにとっては余り意味がなく、Sixth Formを終えて就職するも

図1 イギリスの教育制度



のは5～6%に過ぎない。これに16才でGCE-O レベルの試験に通って技術カレッジの下級コース (Non-Advanced Course) に行く者等をも含め、いわゆる後期中等教育に相当する課程を終えた段階で就職する者、すなわち教育における中間層と考へられる者は約25%と推定される。これをやや大まかに区分し、わが国と比較してみると図2のごとく、低教育階層が同年令層の大部分を占めることがイギリスの特色であろう。

図2 日英の学歴比較 (1970年代)

	高学歴	中学歴	低学歴
日	20%	60%	20%
英	10	25	65(%)

これはイギリスの労働者階級の間には、余り高い教育は必要でないという意識背景があることにもよるが、さらに、大多数が同等レベルであるなら、それより高くを求めないという平等主義 (equalitarianism)

が強い為でもあると考へられる。そしてこれは、教育を含めたイギリス社会全体が業績主義 (achievement) より平等主義を、また競争 (competition) より協同 (cooperation) を志向して来たことと無縁ではないようである。

これが極端になった場合、メイズ (J. B. Mays) の云う凡俗主義 (dull mediocrity) になるのであるが、例えばシェフィールド地区の調査結果では、青年達の仕事を選ぶ第一の基準は金であり、その目的は、流行の服と、クリスマス

スや夏の休暇における申し合わせたような小旅行にあり、さらにその賃金に対する期待の内容を見ると、高い賃金をというのではなく、相場なみ (reasonable pay) であればよいというのが80%に上っているのである。イギリス人にとって平均的多数から外れることは、それが上方にであれ下方にであれ、余り居心地がよくないようであり、従って逆にイギリスの若者が凡俗からぬけ出すということは、その内容が何であれ、ともかく人と変わったことをするということになるのではなからうか。モズルックやミニスカートやビートルズの出現ないしはその発祥地としてのイギリスは、そのあらわれと解することも出来るのである。

もちろんこの様な“ひとなみ”でよいという意識の底には、いまだに続いている王侯貴族の階級制度や、オックスフォード、ケンブリッジの出身者に代表される超エリート達によって構成される上層階級の厚い壁が、中下層の人達の社会移動へのアスピレーションを抑圧したということがあるであろうが、同時に最低賃金制を初めとする所得平準化政策や、もろもろの福祉政策によって、下層階級の生活が比較的安定したものとなり、あくせく競争しなくてもよくなったという側面も否定することは出来ない。特に若い層の生活は相対的に楽になったと云われ、メイズによれば、イギリスが世界の先進国中で最も早婚の国であるということも、この若年層の生活の向上と安定がその主要因をなしているという。

しかし、これらの所得政策や、生活保障政策は、逆に多少熱心に働いても同一職種ではあまり賃金の上昇が見込めないということになり、また少しぐらいの期間失業しても生活が極端に苦しくはならないということにもなり、労働意欲と労働規律の弛緩をもたらす危険をはらんでいるし、さらには生活関心を労働そのものから余暇へと向かわせる傾向を生む。

この様な労働意欲の稀薄化は、イギリスの平均的青少年に新たな問題を生みつつあるという。メイズは、イギリスにおける青少年の逸脱ないしは問題行動として、過激主義 (radicalism)、非行 (delinquency) と共に Bohemianism をあげているが、これは凡俗主義の持つ無関心派的態度と、平凡から来る倦怠 (ennui) に根ざすと共に、労働を忌避し、現実社会とは別な世界で気ままに暮

らそうという逃避につながるものであり、しばしば、麻薬とアルコールとセックスへの耽溺に向う恐れがあるという。しかもこうした態度は、今まで述べて来た事を考へ合せるときかなり根深いと思われ、また単に一部の逸脱的行動にとどまらず、多数の青少年の間にひろがりつつある傾向がある。

これに対する対策は、1964年の産業訓練法以来の種々の訓練コースの設置とそれを修了した者に対する資格試験の設定の中に一貫して盛り込まれている。すなわち多重な資格の設定は、先にのべたような既存の組合員の自己防禦的な意味ももちろんあるが、同時に政府自体が、近代的な高度技術産業の振興に技術者の養成が必要であり、それには資格づけにもとづく賃金の階梯を作り、労働意欲を刺激する必要があると考えたと共に、「労働をきらい平凡と倦怠の中に埋没している青少年に、どのようにして進取の気象(adventurous and idealistic)をもたせるか」が問題とされ、「よい職業的アスピレーションを持たせることが青少年を健全にする」という教育的意味が含まれていたと考えられるのである。

もちろんこの職業訓練と資格づけの政策は、現在の所必ずしも成功しているとはいえない。それは1964年以後の継続教育施設の拡充や種々の方策、たとえば、余り学習意欲や能力のない生徒の為に、GCE試験よりもやさしいCSE試験(Certificate of Secondary Education)の制度を作ったり、CGILの職業訓練コースに易しいものを作ったりしたにもかかわらず1970年の継続教育のNon-Advanced Courseの学生は、同年令層の勤労青少年の25%にすぎず、また大学進学者の数は減少の傾向にすらある(1970年には前年より1,002人減)⁽¹⁰⁾。

しかしながら、教育界においては、職業教育重視(vocationalism)に対する批判を恐れるべきでないという論調が出て来ており、また青年の能力の開発と、それに見合った高度な産業の開発ということが政策の一つの眼目とされるなど、職業指導と職業教育がユースサービスとならぶ青少年対策の大きな柱となっているのである。

紙数の都合で、ユースサービスについてくわしくのべている余裕がなくなったが、ユースサービスないしは青少年対策というものが、従来どちらかという

と非行を中心とした逸脱行動の防止、あるいは下層労働者階級の子弟の余暇活動の援助に向けられ、かつ対症療法的傾向が強かった。或いは又、青年層の逸脱的マイノリティに目が向けられ、多くの平均的青年層は対象外であったと云うことも出来よう。しかし多数派の体制同調的青年層をおおう、いいようのない退廃的、逃避的傾向と、社会に対する無関心および労働の忌避等が次第に顕著になって来た現在、やっと多数層に対する目が向けられて来たということになる。そしてこの事は、非行等の逸脱現象が、単にそれのみに目を向けていたのでは根本的解決にはならないという事が認識されるようになったこと、および、むしろそれらは多数層に対する施策の不十分さから生まれて来るという事が明らかにされ出した事を物語るものではなからうか。

いわゆる青少年問題の根は、体制同調的多数派青年層の中に胚胎しており、それに対する施策がむしろ根本であって、極言するならば、いわゆる非行対策的ユースサービスは、前者からの落脱を補完するものであるとも云へるのではなからうか。それがイギリスの様に職業教育という方向をとっていかどうかについては、なお疑問の余地があるが、少くとも、多数層に対する目が向けられているという点で他山の石とする価値はあるであろう。なおイギリスでは、それと呼応するかのように、1970年代の方向として、従来のユースサービスから、「青年ならびに地域ワーク」(Youth and Community Work) へと、⁽¹²⁾さらに範囲を広げかつ地域とのつながりを重視するようになりつつある。これまた新しい方向として注目する必要がある。

注 (1) 以下イギリスの教育制度及び歴史についての叙述は特に記すもののほか次の各書によった。なお対象は主としてイングランドとウエールズである。

Dent, H.C., "The Educational System of England and Wales.", Unibooks, 1971.

Cantor, L.M. and Roberts, I.F., "Further Education in England and Wales," RKP, 1972.

HMSO, "Education in Britain", 1971.

HMSO, "Education Act" 1944, 1944.

(2) Cantor, H.C. and Roberts, I.F., *ibid.*, p. 10.

(3) Dent, H.C., *ibid.*, pp. 190—191.

(4) Cantor, H.C. and Roberts, I.F., *ibid.*, pp. 6—11.

変貌するイギリスの教育（野村）

- (5) Mays, J.B., "The Young Pretenders." Michael Joseph, 1965, p. 172.
- (6) Mays, J.B., *ibid.*, pp. 80—81.
- (7) Mays, J.B., *ibid.*, p. 114.
- (8) Mays, J.B., *ibid.*, p. 171—2.
- (9) Mays, J.B., *ibid.*, p. 167.
- (10) Cantor, H.C. and Roberts, I.F., *ibid.*, p. 74.
- (11) Mays, J.B., *ibid.*, p. 187.
- (12) Youth Service Development Council, "Youth and Community Work in The 70s", HMSO, 1969 参照。